

島田市文化施設の利用料負担事務取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、島田市民総合施設条例（平成17年島田市条例第107号。以下「総合施設条例」という。）、島田市金谷生きがいセンター条例（平成17年島田市条例第108号。以下「生きがいセンター条例」という。）及び島田市川根文化センター条例（平成20年島田市条例第23号。以下「文化センター条例」という。）の規定に基づく島田市民総合施設、島田市金谷生きがいセンター及び島田市川根文化センター（以下これらを「島田市文化施設」という。）の利用料の負担事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(利用料の納付)

第2条 島田市文化施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、総合施設条例第14条、生きがいセンター条例第15条又は文化センター条例第14条の規定により指定管理者に利用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用者は次のいずれかに該当するものとしてあらかじめ市長の承認を受けたときは、別表第1及び別表第2（以下「別表」という。）に定める負担率との差額分を利用料として指定管理者に納付することができる。

- (1) 市及び市の機関（以下「市等」という。）が自ら行政目的のために利用するとき。
- (2) 市等との共催で行う事業のために利用するとき。
- (3) 市内の社会教育関係団体又は社会福祉関係団体はその団体の設立の目的のために利用するとき（事業活動又は営利目的での利用を除く。）。
- (4) 市立保育園の園児及び市立小中学校の児童生徒が自ら行う芸術文化活動及び学校行事（入学式、卒業式、保護者会等を除く。）の本番（前日の準備を含む。）として利用するとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

3 前項各号への適用の基準は、別に定める。

(利用料の負担)

第3条 前条第2項の規定により指定管理者への納付をしないこととなった利用料の全部又は一部（以下「負担利用料」という。）は、予算の範囲内において市が負担し、指定管理者に納付するものとする。

(負担利用料の適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、市は、利用者の自己の都合による利用の取消し等により生じた利用料については負担しない。

(負担利用料の負担依頼申請)

第5条 第2条第2項の規定の適用を受けようとする者は、施設利用料負担依頼申請書（様式第1号）により、あらかじめ市長に申請しなければならない。ただし、同条第2項第1号に該当する場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、審査の結果を、施設利用料の負担承認（不承認）通知書（様式第2号）により通知する。
- 3 前項の施設利用料の負担承認通知書は、島田市文化施設の利用の申込と同時に指定管理者に提示しなければならない。

(負担利用料の支払)

第6条 指定管理者は、第3条の規定により負担利用料の請求をするときは、利用料の負担が発生した月の翌月の10日までに市長が必要とする書類を添付して市長に請求するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求を受けた日から30日以内に、指定管理者に負担利用料を支払わなければならない。

(承認の取消し)

第7条 市長は、第2条第2項の適用を受けた団体（以下「適用団体」という。）が、同条第2項に規定する要件に該当しなくなったとき若しくは偽りその他不正の手段により承認を受けたとき又は総合施設条例、生きがいセンター条例、文化センター条例等に違反したときは承認を取り消すものとする。

(照会等の対応)

第8条 適用団体は、団体の活動内容、島田市文化施設の利用状況等について市から照会等を受けたときは、速やかに回答しなければならない。

2 指定管理者は、負担利用料について市から照会等を受けたときは、速やかに回答しなければならない。

(委任)

第9条 この要項に定めのあるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要項の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表第1

島田市民総合施設、夢づくり会館及び島田市川根文化センター

区分	対象施設・設備の負担率			
	ホール	会議室等	冷暖房	附属設備
第2条第2項第1号	100%	100%	100%	100%
第2条第2項第2号	50%	50%	50%	50%
第2条第2項第3号 第2条第2項第4号	50%	50%	50%	50%
第2条第2項第5号	100%以内	100%以内	100%以内	100%以内

別表第2

五和会館

区分	対象施設・設備の負担率			
	和室	茶室	冷暖房	附属設備
第2条第2項第1号	100%	100%	100%	100%
第2条第2項第2号	50%	50%	50%	50%
第2条第2項第3号 第2条第2項第4号	50%	50%	50%	50%
第2条第2項第5号	100%以内	100%以内	100%以内	100%以内

施設利用料負担依頼申請書

年 月 日

島 田 市 長

住 所
申請者 団体名
氏 名
電 話

次のとおり利用料の一部を負担していただきたく申請します。

行事名			
内容			
申 請 理 由			
利用施設			
利用日時及び施設	利用日時		利用会場名
	年 月 日	午前・午後・夜間	
	付属設備等の利用 有 ・ 無 冷暖房の利用 有 ・ 無		

- 注) 1 負担額については、島田市の財源をもって指定管理者に補填をしますので、申請事項については予備的事項を含まないよう十分に精査してください。
- 2 営利を目的としない公共性の高い団体であっても、会員相互の相互扶助や親睦等のみを目的とする利用には適用しません。
- 3 本事業は予算の範囲内において市が利用料の一部を負担するものです。当該年度の予算を超過した場合は、承認をしないことがあります。

様式第2号（第3条関係）

施設利用料の負担 承認
不承認 通知書

第 号
年 月 日

様

島田市長 印

年 月 日付けで申請のあった施設利用料負担依頼について、承認
不承認と

します。

行事名				
利用施設				
承認事項	利用日時		利用会場名	
	年 月 日	午前・午後・夜間		
	市負担率	会場使用料 %	附属設備等 %	冷暖房 %
	適用区分	利用料負担事務取扱要綱第2条第2項第 号		
不承認の理由				

- 注 1 施設予約の際に、この承認通知書を指定管理者に提示してください。
- 2 利用料のうち、市負担率により算出する金額については、島田市が指定管理者に支払います。
- 3 申請内容と異なる利用をした場合は、上記承認を取り消し、利用料金の全額を支払っていただきます。また、当該団体について、以後承認の対象外とします。
- 4 申請者が自己の都合により利用を取り消したことにより生じた利用料については負担しません。